

船員保険 個人番号（マイナンバー）収集業務 Q&A

【全般・目的】

問1	なぜこのようなリストを送付するのでしょうか
問2	マイナンバーの提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのでしょうか
問3	なぜマイナンバーが未登録となっているのでしょうか
問4	個人番号確認リストは、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、個人番号の回答を拒否することもできるのでしょうか（罰則はあるのでしょうか）
問5	マイナンバーを提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか
問6	個人番号確認リスト（マイナンバー）を提出すればマイナンバーカードが保険証として利用できるのでしょうか
問7	マイナンバーカードを保険証として利用するメリットはあるのでしょうか
問8	マイナンバーを提出して、情報が漏洩する心配はないのでしょうか

【実施方法】

問9	提出期限に間に合わない場合はどうしたらよいのでしょうか
問10	リストに記載されている対象者がすでに退職している場合は提出不要でしょうか
問11	従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいのでしょうか
問12	リスト以外の別の申請書類も同封して提出してよいのでしょうか
問13	リストに記載されている氏名（または生年月日）が相違していますが、どのようにすればよいのでしょうか
問14	海外居住者でありマイナンバーを持っていない従業員がいますが、どうすればよいのでしょうか
問15	対象者が住民登録をしておらず、マイナンバーを持っていませんが、どうすればよいのでしょうか
問16	新たにマイナンバーを確認する必要がありますが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいのでしょうか
問17	新たにマイナンバーを確認する際の本人確認措置は、どのようにしたらよいのでしょうか
問18	日本年金機構からもマイナンバー収集に関する送付物が届きました。どちらかに提出すればよいのでしょうか

【提出方法】

問 19	個人番号確認リストは、どこに提出するのでしょうか
問 20	返信用封筒を紛失してしまったが、協会への提出はどのように行えばよいのでしょうか

【全般・目的】

問1 なぜこのようなリストを送付するのでしょうか

(答)

2024 年秋に予定されている保険証とマイナンバーカードの一体化に向け、マイナンバーのご提出がないため、マイナンバー情報と医療保険の資格情報とが紐づいていない状態を解消し、マイナンバーカードの保険証としての利用が確実にできるようにすることを目的に送付しています。

問2 マイナンバーの提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのでしょうか

(答)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第 14 条及び船員保険法第 145 条に基づき、協会はマイナンバーを業務に活用する者として、マイナンバーの提出を求めることができるとされています。

【参考】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

○ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

（報告等）

第四百五十五条 協会（厚生労働大臣が行う第四条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する船舶所有者に、その使用するものに関し、又は被保険者を使用する船舶所有者の組織する団体であって協会の指定するものに、その船舶所有者の使用するものに関し、第二十四条に規定する事項以外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

問3 なぜマイナンバーが未登録となっているのでしょうか

(答)

医療保険の資格情報にマイナンバーが紐付いていないケースとして、主に以下の3つが考えられます。

- ① 就職や転職による船員保険の資格取得時又は被扶養者認定時にマイナンバーの提出がなく、かつ、保険者において届書に記載された情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）をもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への情報確認照会を行っても不一致項目があったためにマイナンバーの取得ができなかった場合
- ② 就職や転職により船員保険への加入資格を取得し、船舶所有者様からの届出やオンライン資格確認等システムへのデータ登録の手続き中である場合
- ③ 協会の加入者であるが海外に在住している場合（海外駐在員等）や、入国直後のためマイナンバーがそもそも付番されていない場合

問4 個人番号確認リストは、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、個人番号の回答を拒否することもできるのでしょうか（罰則はあるのでしょうか）

(答)

個人番号確認リストの未提出やマイナンバーの回答拒否による罰則はありませんが、その場合、対象者のマイナンバーが確認できず、マイナンバーカードによる医療機関等の受診ができなくなります。

なお、マイナンバーの迅速かつ正確なデータ登録を確保するため、法令において、被保険者は資格取得届出等にマイナンバーの提出義務が課されており、また、船舶所有者様には、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求めることができると規定されています。

事業の趣旨をご理解の上、何卒、ご協力をお願いいたします。

問5 マイナンバーを提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか

(答)

マイナンバーカードによる医療機関等の受診や限度額適用認定証などの発行省略等ができなくなります。マイナポータルを活用した医療費情報の閲覧等のサービスの利用もできません。

また、2024年秋には、従来の保険証が廃止され、マイナンバーカードに一体化されることとなります。その際、マイナンバーが未提出（未登録）の状態ですと、マイナンバーカードによる医療機関等の受診ができなくなり、代わりに資格確認書の発行を受ける必要があります。ぜひともご提出をお願いします。

問6 個人番号確認リスト（マイナンバー）を提出すれば、マイナンバーカードを保険証として利用できるのでしょうか

（答）

リスト（マイナンバー）をご提出いただいたのみでは、マイナンバーカードによる医療機関等の受診はできません。マイナンバーカードの保険証利用登録の手続きがお済みでない場合には、別途、利用登録手続きを行っていただく必要があります。

保険証利用登録については、医療機関等を受診する際に顔認証付きカードリーダーの画面で利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリや市町村の窓口、セブン銀行のATMからも利用登録が可能です。

なお、保険証利用登録手続きを行っているかどうかは、マイナポータルから確認することができます。

問7 マイナンバーカードを保険証として利用するメリットはあるのでしょうか

（答）

マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診した際、薬の処方履歴や過去の健診情報等の提供に同意すると、処方された薬剤や特定健診の結果を医師・薬剤師等と共有でき、多くの情報に基づいた総合的な診断や重複投薬を回避した処方を受けることができます。

また、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、限度額適用認定証の提出をすることなく、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。（従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に限度額適用認定証を申請する必要がありました。）

就職や転職により、加入する医療保険が変わっても、保険証として引き続き使用することができます。このほか、マイナポータルにおいて、医療費通知情報を入手でき、医療費控除の申告が簡単にできるなどのメリットがあります。

問8 マイナンバーを提出して、情報が漏洩する心配はないのでしょうか

（答）

当協会では、個人情報を守るため、個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等のシステム面の対策や、職員の教育研修・文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しています。

お客様のマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた船員保険の業務範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

【実施方法】

問 9 提出期限に間に合わない場合はどうしたらよいのでしょうか

(答)

できる限り提出期限内の回答へのご協力をお願いしますが、提出期限後にご提出いただいた場合でも登録を行いますので、ご提出をお願いします。

問 10 リストに記載されている対象者がすでに退職している場合は提出不要でしょうか

(答)

リストは、船員保険において、2023年9月27日時点で登録・削除済みの加入者情報に基づき作成しているため、リストに退職者分が含まれているケースがございます。

退職者の方につきましては、原則ご提出いただく必要はありませんが、ご本人と連絡が取れる場合等は、提出にご協力をいただくようお願いいたします。

問 11 従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者の確認ができません。確認ができた分だけ先に提出をしてもよいのでしょうか

(答)

確認できた分だけ先に提出いただき、後日、追加分をご提出いただいても差し支えありませんが、提出期限が過ぎる場合であっても、全ての対象者の分が確認された時点でまとめてご提出いただくことでも差し支えございません。

問 12 リスト以外の別の申請書類も同封して提出してよいのでしょうか

(答)

今回の事業で提出いただく書類はリストのみ（個人番号確認書類含む）とさせていただきます。他の申請書類は同封しないようお願いします。

問 13 リストに記載されている氏名（または生年月日）が相違していますが、どのようにすればよいのでしょうか

(答)

リストに記載されているマイナンバー提出対象者の被保険者が一般被保険者であるか、疾病任意継続被保険者であるかの確認を行ったうえで、以下のとおり対応してください。

(※) リストは2023年9月27日時点の情報で作成されているため、すでに氏名変更届等を提出済みであるにも関わらずリストに反映されていない場合は、再度提出していただく必要はございません。

○一般被保険者・被扶養者に係る個人番号の提出対象者の場合

届出から相当期間が経過している場合等は、船員保険部から手続き状況等を年金事務所へ確認いたします。

○疾病任意継続被保険者・被扶養者に係る個人番号の提出対象者の場合

船員保険部に「疾病任意継続被保険者 氏名 住所 性別 生年月日 電話番号 変更(訂正)届」(被扶養者の場合は「疾病任意継続被扶養者変更(訂正)届」)をご提出ください。

※誤っていた項目(氏名、性別、生年月日)の訂正がされない状態でリストの提出があっても、マイナンバーカードによる医療機関等の受診や、マイナポータルを活用した診療実績・健診情報・薬剤情報の閲覧をすることはできません。

問 14 海外居住者でありマイナンバーを持っていない従業員がいますが、どうすればよいのでしょうか

(答)

リストに記載されている対象者が、日本国内に住民票がなく、マイナンバー制度の対象外となる場合は、対象外である旨をリストの対象者欄の欄外にご記載いただき、ご返送ください。

問 15 対象者が住民登録をしておらず、マイナンバーを持っていませんが、どうすればよいのでしょうか

(答)

住民基本台帳法において、転入等を行った者は、14 日以内に氏名・住所等を市区町村長に届け出なければならないこととされており、日本に居住している場合(短期在留外国人を除く。)は、住民登録を行う必要があります。お住まいの市区町村役場にて住民登録を行ったうえで、マイナンバーの回答を行っていただくようお願いします。

問 16 新たにマイナンバーを確認する必要がありますが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいのでしょうか

(答)

口頭や社内メール等により、利用目的を個人番号確認リストに記載された対象者に通知、又は公表することが必要です。

マイナンバー提出対象者が被保険者の場合は、船舶所有者様から被保険者に利用目的の通知を、対象者が被扶養者の場合は、被保険者を通じて被扶養者に利用目的の通知を、それぞれお願いします。

問 17 新たにマイナンバーを確認する際の本人確認は、どのようにしたらよいのでしょうか

(答)

本人確認については、正確性を期すために、原則として「番号確認」と「身元確認」が必要です。マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードにてご確認いただき、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、それぞれ必要な書類をご確認ください。

対象者が被保険者の場合は、船舶所有者様から被保険者に対して本人確認を、対象者が被扶養者の場合は、被保険者から被扶養者に対して本人確認を、それぞれ行ってください。

なお、「番号確認」に要した書類を個人番号確認リストに貼付のうえ、協会にご提出ください。

【参考】

○マイナンバーカードをお持ちであれば、番号確認及び身元確認の両方を行えます。

○マイナンバーカードをお持ちでない場合は、以下の書類が必要になります。

・番号確認

- ①個人番号の記載のある住民票
 - ②個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
 - ③個人番号通知カード（記載状況と現況に相違のないもの）
- のいずれか1つ。

・身元確認

- ① 運転免許証
 - ② パスポート
 - ③ その他官公署が発行する写真つき身分証明書
- のいずれか1つ。

※ 身元確認において、①②③書類がない場合には、

I 保険証

II 年金手帳

III 児童扶養手当証書

IV 公的機関から発送された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）

のうちいずれか2つ以上の書類をご確認ください。

問 18 日本年金機構からもマイナンバー収集に関する送付物が届きました。どちらかに提出すればよいのでしょうか

(答)

協会からは、船員保険の加入者を対象に、日本年金機構からは厚生年金保険や国民年金の加入者を対象に、マイナンバー未登録の該当者がいる場合には、それぞれマイナンバーの提出を依頼しています。

お手数をおかけいたしますが、協会、日本年金機構それぞれにご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

【提出方法】

問 19 個人番号確認リストは、どこに提出するのでしょうか

(答)

個人番号確認リストと共に同封している返信用封筒により、全国健康保険協会船員保険部宛てに送付してください。

その際、マイナンバー提出対象者の個人番号確認書類を個人番号確認リストに貼付（添付）のうえご提出いただくこととなるため、情報セキュリティの観点から、返信用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としています。お手数をおかけしますが、ご提出の際は、お近くの郵便局窓口へお持ち込みください。

特定記録郵便については、受付記録として郵便局の窓口で受領証が発行されます。お手数をおかけしますが、提出期限までに返信用封筒（特定記録郵便）により、郵便窓口へお持ち込みいただけますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問 20 返信用封筒を紛失してしまったが、協会への提出はどのように行えばよいのでしょうか

(答)

返信用封筒を送付させていただきますので、船員保険部（03-6862-3060）までご連絡ください。

なお、封筒をご用意いただき、配達記録が追跡可能な特定記録郵便等で船員保険部宛てにご提出いただくことも差し支えございません。

（個人番号確認リストは、マイナンバーを含む対象者の個人情報に記載されています。恐れ入りますが、特定記録郵便等、追跡可能な送付手段による提出へのご協力をお願いいたします。）